



環 保 第 1 5 5 2 号
平 成 1 9 年 7 月 1 8 日

大 阪 府 環 境 審 議 会
会 長 南 努 様

大 阪 府 知 事 太 田 房 江



亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の
排水基準に係る経過措置の見直しについて(諮問)

標記排水基準及び経過措置の見直しにあたり、水質汚濁防止法(昭和
45年法律第138号)第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等
に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第103条の規定に基づき、
貴審議会の意見を求めます。

1 亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

亜鉛含有量については、水質汚濁防止法に基づき、日平均排水量が50m³以上の法対象事業場に全国一律の排水基準(5mg/L)が適用されていましたが、平成15年に水生生物保全の観点から全亜鉛についての環境基準が設定されたことに伴い、平成18年11月に排水基準が2mg/Lに強化されました。

この強化を踏まえ、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく亜鉛含有量に係る排水基準の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。

2 ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置として定めています。

この適用期限が平成20年3月31日で終了することから、水質汚濁防止法の暫定排水基準の改定も踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。